



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

## ソニー銀行株式会社

### グリーンローン・フレームワーク

### 据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価  
(資金使途)

g1(F)

管理・運営・  
透明性評価

m1(F)

借入人

ソニー銀行株式会社

評価対象

ソニー銀行株式会社  
グリーンローン・フレームワーク

### 評価の概要

#### ▶▶▶1. ソニー銀行の概要

ソニー銀行株式会社は、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社等とソニーフィナンシャルグループ（ソニーFG）を形成するインターネット専門銀行。金融持株会社であるソニーフィナンシャルグループ株式会社が議決権の100%を有する。

開業当初の持株比率はソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）が80%、さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）等が20%であったが、2004年4月にソニー生命保険、ソニー損害保険とともにソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（2021年10月にソニーフィナンシャルグループに社名変更）の傘下に入った。2008年3月には三井住友銀行が保有していた株式がソニーフィナンシャルホールディングスに譲渡されたことにより同社の完全子会社となった。ソニーは2020年9月にソニーフィナンシャルホールディングスの株式を追加取得し、株式保有比率をそれまでの約65%から100%に引き上げて完全子会社とした。これに伴い東証一部に上場していたソニーフィナンシャルホールディングスの株式は上場廃止となっている。

ソニー銀行は、自立した個人の資産形成を支える「個人のための資産運用銀行」として、円貨及び外貨の個人預金、投資信託の販売、住宅ローンなどを手掛けている。主な収益源は、住宅ローンにかかる金利収入及び手数料収入と、外貨預金を原資とした有価証券などの運用からの収入である。

## ▶▶▶2. ソニー銀行の ESG 経営及び脱炭素に向けた取り組み

ソニー銀行は、個人のための資産運用銀行をコンセプトとして 2001 年 4 月に設立され、企業理念にある「資産運用ツールを提供する」、「IT 技術を最大限活用する」、「より有利な商品、よりよいサービスを提供する」を反映するような投資商品を提供している。

ソニー銀行では、ソニーFG で掲げている環境方針及びグループ共通の ESG 投資方針に則して責任ある機関投資家としての責務を果たし、持続可能な社会に貢献できるよう、取り組みを進めている。取り組みの一環としての ESG 投融資には、2030 年度までに 2,500 億円の残高目標（2024 年 3 月期末時点実績：994 億円）が定められている。グリーンローンにより調達された資金はグリーンボンドの取得資金及び取得資金のリファイナンスに充当されることとなっており、本フレームワークの活用により、ESG 投融資残高の増加及び投資家に対する環境保全の取り組みの周知に貢献することが期待される。また、主たる事業に関連した取り組みとして、省エネルギー性に優れた建物を対象とした住宅ローンを資金使途としたグリーンボンドを発行した実績も有する。

ソニー銀行では、経営企画部に広報・サステナビリティ推進室がサステナビリティの担当部署として設置されている。ソニーFG においてはソニーフィナンシャルグループ代表取締役社長 兼 CEO を委員長、執行役員をメンバーとするサステナビリティ委員会が設置されており、グループで取り組むべき事項について定期的に討議されている。ソニー銀行自体は外部の専門家の活用はないものの、必要に応じてソニーFG との連携を通じて取り組みを推進していくこととしている。

## ▶▶▶3. グリーンローン・フレームワークについて

今般の評価対象は、ソニー銀行がグリーンローンにより調達する資金を、環境改善効果を有する使途に限定するために定めたグリーンローン・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR では、本フレームワークが「グリーンローン原則<sup>1</sup>」及び「グリーンローンガイドライン<sup>2</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

JCR は、2024 年 3 月 28 日にソニー銀行の本フレームワークに対してグリーンローン・フレームワーク評価結果として総合評価“Green 1(F)”を公表している。今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受けて、ソニー銀行が本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。

ソニー銀行は、2024 年 3 月時点の本フレームワークにおいて、資金使途の対象をあらかじめ定められた適格クライテリアを満たすグリーンボンドへの新規投資またはそのリファイナンスとして

<sup>1</sup> Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>  
<sup>2</sup> 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

いる。適格クライテリアは、一定以上の認証水準を有するグリーンビルディング、再生可能エネルギーの発電設備（管理・運営保守等を含む）、FSC/PEFC 認証が付与された植林事業、上下水道事業及びマグネシウムリサイクル製錬事業である。このうち、グリーンビルディングに関する適格クライテリアは、DBJ Green Building 認証 3 つ星以上、CASBEE 評価認証 B+ランク以上、BELS 評価 3 つ星以上、LEED 認証の Silver 以上、BREEAM 認証の Excellent ランク以上のいずれかを取得済あるいは今後取得予定の物件としている。JCR はソニー銀行の定めた適格クライテリアが環境改善効果を有するプロジェクトであると評価している。

ソニー銀行は、グリーンビルディングの基準について、BELS 評価の適格ランクの変更、CASBEE 認証の範囲の明確化、LEED 認証のバージョンの明確化及び BREEAM 認証の種類を明確化を行っている。いずれについても、JCR は引き続き環境改善効果を有するものであると評価している。

ソニー銀行は、環境に関する明確な目標のもと、グリーンファイナンスの調達を企図している。環境問題へ取り組む社内体制は適切に構築されており、環境に関して専門的な知見を有する部署が資金使途となるプロジェクトの選定プロセスに関与する仕組みも確保されている。また、グリーンファイナンスによる調達資金の管理は、予め定められた部署において適切に行われる。レポートングについては、資金充当状況及び環境改善効果の指標が開示される予定である。以上より、ソニー銀行のグリーンファイナンスに係る管理・運営体制について、前回評価時と同様適切であり、透明性が高いことを JCR は確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR グリーンローン・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

## 目次

### ■ レビュー事項

### ■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### ■ レビュー結果（結論）

## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### 1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて引き続き適切であるか。

### 3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

### 4. レポートニング

グリーンファイナンスに係る資金充当状況レポートニング及びインパクトレポートニングが、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体/借入人が定めた方法でフレームワーク引き続き適切に開示される体制が整備されているか。

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体/借入人の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

## レビュー内容

### 1. 調達資金の使途

ソニー銀行は、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では変更後のフレームワークのみを記載している。

#### 資金使途にかかる本フレームワーク

グリーンローンで調達された資金は、資金使途の対象が以下の適格クライテリアのいずれかを満たすグリーンボンドの取得資金、もしくは当該資金のリファイナンスに充当する予定です。

| 適格グリーンプロジェクト           | 適格クライテリア   |
|------------------------|--|
| グリーンビルディング             | <p>下記(1)-(6)の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済みもしくは今後取得予定の物件</p> <p>(1) DBJ Green Building 認証における 5 つ星～3 つ星</p> <p>(2) CASBEE 認証における S ランク～B+ランク<br/> <b>(CASBEE-建築(新築)、CASBEE-不動産、自治体版 CASBEE が対象。なお、自治体版 CASBEE は工事完了日から 3 年以内の物件に限る)</b></p> <p>(3) BELS 評価 (非住宅・ZEB 含む) H28 基準以降<br/> <b>(i)新規取得 (2024 年 4 月 1 日以降) : 新 BELS レベル 6～4</b><br/> <b>(ただし 2016 年以前築の既存建物の新規取得はレベル 3 以上かつ既存不適格ではないこと)</b><br/> <b>(ii) 取得済 (2024 年 3 月末日以前) : H28 基準 5 つ星～3 つ星</b><br/> <b>(ただし既存不適格は不可)</b><br/> <b>※既存不適格:工場等(物流倉庫含む) : BEI=0.75 超え</b></p> <p><b>(4) BELS 評価 (住宅・ZEH 含む) H28 基準以降</b><br/> <b>(i) 新規取得 (2024 年 4 月 1 日以降)</b><br/> <b>・再エネ設備がない住宅:新 BELS レベル 4～3</b><br/> <b>・再エネ設備がある住宅:新 BELS レベル 6～3</b><br/> <b>(ただし 2016 年以前築の既存建物の新規取得は再生可能エネルギーの有無によらずレベル 2 以上で適格とする。)</b><br/> <b>(ii) 取得済 (2024 年 3 月末日以前) : H28 基準 5 つ星～3 つ星</b></p> <p>(5) LEED <b>BD+C (v4 以降)</b> における Silver 以上</p> <p>(6) BREEAM <b>New Construction (v6 以降)</b> 認証における Outstanding～Excellent ランク</p> |
| 再生可能エネルギー              | <p>下記①-⑤に規定する再生可能エネルギーの発電に係る投資・開発・建設・管理・運営保守</p> <p>① 太陽光</p> <p>② 風力</p> <p>③ 地熱</p> <p>④ バイオマス (持続可能な原料及び/又は廃棄物に限る)</p> <p>⑤ 小水力 (発電能力が 25MW以下のもの)</p>   |
| 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 | FSC/PEFC 認証が付与された植林事業に係る植林・投資・管理・運営保守・研究開発   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| 持続可能な水資源<br>及び排水管理 | 下記①-④の上下水道事業に係る投資・開発・建設・管理・運営保守<br>① 上水道関連施設<br>② 下水道関連施設<br>③ 関連設備<br>④ 関連パイプライン |
| 汚染防止及び抑制           | マグネシウムリサイクル製錬事業に係る投資・研究開発・設備投資  |

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

ソニー銀行は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、CASBEE 認証の範囲の明確化、BELS 評価の適格ランクの変更、LEED 認証のバージョンの明確化及び BREEAM 認証の種類を明確化を行っている。

本フレームワークにおいて、今回記載が変更された CASBEE 認証、BELS 評価、LEED 認証及び BREEAM 認証の概要を以下に示す。

#### CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築（新築）の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の環境品質（Q=Quality）と建築物の環境負荷（L=Load）の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE（建築物の環境効率）の値によって行われる。評価結果は、S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B-ランク（やや劣る）、C ランク（劣る）、の 5 段階（CASBEE-不動産は S ランク（素晴らしい）、A ランク（大変良い）、B+ランク（良い）、B ランク（必須項目を満足）の 4 段階）に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

CASBEE-不動産は、CASBEE における建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー／温暖化ガス、2.水、3.資源利用／安全、4.生物多様性／敷地、5.屋内環境の 5 つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目 5 項目、加点項目 16 項目とし、満点時に 100 点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

自治体版 CASBEE は、政令指定都市を中心に、「建築物環境配慮制度」の届出制度などに CASBEE が活用されている。この際、自治体の考え方や地域特性に応じて、CASBEE-建築で使用される評価ソフトの計算結果に従って評価が行われる。また、本フレームワークではロックバック期間を工事完了日より3年としており、CASBEE-建築（新築）の有効期間と一致している。以上より、自治体版 CASBEE も CASBEE-建築と同等の環境改善効果があると判断できる。

今般、ソニー銀行が適格クライテリアとして定めた B+以上の建物は、CASBEE-建築（新築）においては BEE が 1.0 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であること、また CASBEE-不動産においても、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

### BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI（Building Energy Index）によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m<sup>2</sup> 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

ソニー銀行が適格とした BELS におけるクライテリアは、省エネ性能を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

### LEED（エネルギーと環境に配慮したデザインにおけるリーダーシップ）

LEED とは、非営利団体である米国グリーンビルディング協会（USGBC）によって開発及び運用が行われている、建築と都市の環境についての環境性能評価システムである。LEED は、Leadership in Energy and Environment Design の頭文字をとったものであり、1996 年に草案が公表され、数年

に1度アップデートが行われている。現在では v4 及び v4.1 が運用されており、2025 年には v5 が登場する予定になっている。

認証の種類には、BD+C（建築設計及び建設）、ID+C（インテリア設計及び建設）、O+M（既存ビルの運用とメンテナンス）、ND（近隣開発）、HOMES（ホーム）、CITIES（都市）の6種類がある。認証レベルは、各項目の取得ポイントの合計によって表され、上から、Platinum（80ポイント以上）、Gold（60～79ポイント）、Silver（50～59ポイント）、Certified（標準認証）（40～49ポイント）である。省エネルギーに関する項目は、配点が高いかもしくは達成していることが評価の前提条件になっていることが多く、エネルギー効率が高いことが、高い認証レベルを得るためには必要と考えられる。

ソニー銀行が適格クライテリアとして定めた Silver 以上は、高いエネルギー効率を達成している建物が取得できる認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

## BREEAM

BREEAM（Building Research Establishment Environmental Assessment Method）は英国建築研究所 BRE（Building Research Establishment）と、エネルギー・環境コンサルタントの ECD（Energy and Environment）によって 1990 年に開発された、世界で最初の環境価値評価指標認証である。当該認証は数年に1度アップデートが行われており、現在は v6 及び v6.1 が運用されている（2025 年には v7 が登場予定）。

BREEAM は法律よりも厳しい基準を掲げることによって所有者、居住者、設計者、運営者の環境配慮の自覚を高め、最良の設計・運営・維持・管理を奨励するとともにそれらの建物を区別し認識させることを目的としており、管理、健康と快適、エネルギー、交通、水資源、材料、敷地利用・地域生態系、廃棄物、汚染、先進的技術の最大 10 分野で評価される。また、既存建築及び新築建築のいずれにも対応しており、既存住宅やオフィス、小売店舗といった対象種別毎の評価が行われる。

評価結果は、Outstanding（とても素晴らしい）、Excellent（素晴らしい）、Very Good（とても良い）、Good（良い）、Pass（合格）の5段階に分かれている。評価は各分野における素点に分野毎に設定された重み係数を掛け、それらを合計した点数によって行われる。重み係数はエネルギーに対して最も大きな係数が設定されているほか、対象種別によって多少の差異があるものの、材料や管理といった分野にも大きな係数が設定されている。また、省エネルギーの観点から、運用段階の CO<sub>2</sub> 排出量を直接評価しているほか、断熱性能や家電の省エネ性能等も評価に織り込まれている。したがって、ソニー銀行が適格クライテリアとして定めた Excellent 以上は、高い環境性能を有することを示す認証レベルであると考えられ、環境改善効果があると評価される。

以上より、JCR は変更後の適格クライテリアも高い環境改善効果が期待できる物件を対象としていると評価している。

## 2. 資金使途の選定基準とプロセス

ソニー銀行は、本フレームワークにおいて資金使途の選定基準とプロセスを以下の通り定めている（変更点なし）。

### プロセスにかかる本フレームワーク

対象となるプロジェクトを資金使途としてグリーンローンによる資金調達を行うことは、DX事業企画部の担当によって起案され、最終決裁者をDX事業企画部担当役員とする社内決裁によって承認いたします。具体的なプロジェクトは、当社の市場運用部が選定のうえ、選定した対象についてDX事業企画部が適格基準への適合性を確認し、総合的に検討したうえでDX事業企画部担当役員の承認を得て最終決定いたします。

### 【本フレームワークに対するJCRの評価】

JCRでは前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。今次レビューにあたり、JCRではソニー銀行へのヒアリングを通じて、前回評価からの変化はないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

### 3. 調達資金の管理

ソニー銀行は、本フレームワークにおいて調達資金の管理を以下の通り定めている（変更点なし）。

#### 資金管理にかかる本フレームワーク

グリーンローンで調達した資金は 6 ヶ月以内に適格クライテリアのいずれかを満たすグリーンボンドの取得資金もしくは当該資金のリファイナンスに充当いたします。

調達資金の充当が決定されるまでの間は、調達資金は現金または現金同等物にて管理いたします。全額充当後においても、評価対象のローンが返済されるまでに資金使途の対象となるグリーンボンドを売却する、当該グリーンボンドの早期償還などにより、資金使途の対象から外れる場合、発生する未充当資金は適格クライテリアのいずれかを満たすグリーンボンドの取得資金もしくは当該資金のリファイナンスに充当いたします。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理について適切と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

#### 4. レポートニング

ソニー銀行は、本フレームワークにおいてレポートニングを以下の通り定めている（変更点なし）。

##### レポートニングにかかる本フレームワーク

###### <資金充当状況レポートニング>

グリーンローンの残高が存在する限り、次の項目を年1回以上、当社ウェブサイトにて開示予定です。

- ・ 充当済金額
- ・ 未充当金額

###### <インパクト・レポートニング>

グリーンローンの残高が存在する限り、次の項目のうち資金使途の対象となるグリーンボンドに該当する項目を開示可能な範囲で年1回以上、当社ウェブサイトにて開示予定です。なお、レポートニングの情報は資金使途の対象となるグリーンボンドの発行体が開示しているインパクトレポートニングのリンクを示すことで代替することといたします。

|                        |   |
|------------------------|---|
| グリーンビルディング             | ・ グリーンビルディングの認証取得数と認証レベル                        |
| 再生可能エネルギー              | ・ 推定 CO <sub>2</sub> 削減排出量 (t-CO <sub>2</sub> ) |
| 生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理 | ・ 植林面積 (ha)                                     |
| 持続可能な水資源及び排水管理         | ・ 水処理量  |
| 汚染防止及び抑制               | ・ マグネシウムリサイクル生産能力 (t)                           |

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果に係るレポートニングについて適切と評価している。JCR では、今回改訂された本フレームワークにおいて変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

また、ソニー銀行のウェブサイト<sup>3</sup>において、資金充当レポートニング、インパクトレポートニングが適切に実施されていることを JCR は確認している。

<sup>3</sup> ソニー銀行ウェブサイト <https://sonybank.net/sustainability/environment.html>

## 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

ソニー銀行は、個人のための資産運用銀行をコンセプトとして 2001 年 4 月に設立された。ソニー銀行としての企業理念にある「資産運用ツールを提供する」、「IT 技術を最大限活用する」、「より有利な商品、よりよいサービスを提供する」を反映するような投資商品を提供している。

ソニー銀行では、ソニーFG で掲げている環境方針及びグループ共通の ESG 投資方針に則して責任ある機関投資家としての責務を果たし、持続可能な社会に貢献できるよう、取り組みを進めている。取り組みの一環としての ESG 投融資には、2030 年度までに 2,500 億円の残高目標（2024 年 3 月期末時点実績：994 億円）が定められている。グリーンローンにより調達した資金はグリーンボンドの取得資金及び取得資金のリファイナンスに充当されることとなっており、本フレームワークの活用により、ESG 投融資残高の増加及び投資家に対しての環境保全の取り組みの周知に貢献することが期待される。また、主たる事業に関連した取り組みとして、省エネルギー性に優れた建物を対象とした住宅ローンを資金使途としたグリーンボンドを発行した実績も有する。

ソニー銀行では、経営企画部 広報・サステナビリティ推進室がサステナビリティの担当部署として設置されている。ソニーFG においてはソニーフィナンシャルグループの代表取締役社長 兼 CEO を委員長、執行役員をメンバーとするサステナビリティ委員会が設置されており、グループで取り組むべき事項について定期的に討議されている。ソニー銀行自体は外部の専門家の活用はないものの、必要に応じてソニーFG との連携を通じて取り組みを推進していくこととしている。

### ソニーフィナンシャルグループ 環境方針<sup>4</sup>

#### 理念

ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を通じてステークホルダーへの価値提供を図るとともに、持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、ソニーグループの一員として事業活動および商品・サービスのライフサイクルのあらゆる面で地球環境の保全に配慮して行動します。

#### 指針

1. ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行うために必要な資源・エネルギーについて、資源リサイクルや省エネルギー等を推進し、全就業者が高い意識をもって環境負荷の低減に努めます。
2. ソニーフィナンシャルグループは、事業活動を行う上で適用を受ける環境保全に関する関連法規、およびその他の要求事項を遵守します。
3. ソニーフィナンシャルグループは、環境目的・目標を設定のうえ、環境保全活動を推進するとともに、継続的な改善を行います。
4. ソニーフィナンシャルグループは、全就業者に対し環境保全活動を周知することにより、業務と生活のさまざまな側面における環境に関する意識の向上を図ります。

<sup>4</sup> 出典：ソニー銀行 ウェブサイト <https://sonybank.net/sustainability/environment.html>

5. ソニーフィナンシャルグループは、環境方針および環境保全への取り組みについて、広報活動を通じて社内外へ公表します。

以上より、JCR では、ソニー銀行がサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け事業活動を展開していると評価している。

## レビュー結果(結論)

## Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。本フレームワークは、「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

|         |       | 管理・運営・透明性評価 |            |            |            |            |
|---------|-------|-------------|------------|------------|------------|------------|
|         |       | m1(F)       | m2(F)      | m3(F)      | m4(F)      | m5(F)      |
| グリーン性評価 | g1(F) | Green 1(F)  | Green 2(F) | Green 3(F) | Green 4(F) | Green 5(F) |
|         | g2(F) | Green 2(F)  | Green 2(F) | Green 3(F) | Green 4(F) | Green 5(F) |
|         | g3(F) | Green 3(F)  | Green 3(F) | Green 4(F) | Green 5(F) | 評価対象外      |
|         | g4(F) | Green 4(F)  | Green 4(F) | Green 5(F) | 評価対象外      | 評価対象外      |
|         | g5(F) | Green 5(F)  | Green 5(F) | 評価対象外      | 評価対象外      | 評価対象外      |

(担当) 菊池 理恵子・後藤 遥菜

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル